

令和2年4月8日

宅地建物取引士に対する講習（法定講習）における  
新型コロナウイルス感染症への対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日決定）が決定されたことを踏まえ、宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく、宅地建物取引士に対する講習の実施要領の一部を改正する告示がありました。

それに伴い、国土交通省より、宅地建物取引士に対する法定講習について、当面の間、教材を交付し、自宅学習及び効果測定により法定講習を行うこととする方針（特例措置）が別添のとおり示されたため、講習実施団体である当協会としても、今後の宅建法定講習を下記のとおり実施させていただきます。

記

1. 4月23日（木）開催の講習について

教材を用いた自宅学習及び効果測定を実施いたします。受講当日の受付時にお渡しする教材により、受講者ご自身で自宅等にて学習後、当日配付の効果測定を実施し、学習報告書とともに後日提出していただきます（※なお、新しい取引士証は当日の受付時にお渡しする予定です）。

(1) 受付時間：10時～11時30分（※通常の講習時と異なりますのでご注意ください）

(2) 受付会場：日本教育会館 8階（東京都千代田区一ツ橋2-6-2）

※事情により、受付会場へ来場することが困難な方は、宅建法定講習センターにご連絡、ご相談下さい。

2. 5月以降の法定講習について

※5月以降の法定講習の取り扱いについては改めてご案内いたします。

本件についてのお問合せ先

(一社)不動産協会事務局 担当：飛田（孝）、栗原 TEL. 03-3581-9421

\*通常の法定講習実務については下記にお問い合わせください

(一社)不動産協会 宅建法定講習センター TEL. 03-3581-9425

(月～木 10時～14時 法定講習日除く)

以上